

第32号議案

権利の放棄の件

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

記

1 放棄する権利

- (1) 種類 債権
- (2) 内容 住宅建設資金貸付金
- (3) 債権の額 未償還元利金5,283,891円及びこれに係る違約金
- (4) 債務者

2 放棄の理由

債務者が生活困窮状態であることから、償還が著しく困難であると認められ、兵庫県から住宅新築資金等貸付助成事業の償還推進事業補助金を受けることになった。当該補助金を受ける場合、債務者から債権を回収できなくなるため。

第32号議案 説明資料

1 住宅資金貸付事業について

住宅資金貸付事業は、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住民の生活水準向上と福祉の増進を目的として、市（旧社町・旧東条町）が老朽住宅の改修・増築や住宅新築を促進するために必要な資金の貸付を行ったものである。

2 放棄する債権の貸付内容

(1) 内 容 住宅建設資金貸付金

3 住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成事業）について

住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成事業）は、償還期間が最大で25年に及ぶため、その間における市の財政負担を軽減し、償還事務の適正化を図ることを目的として創設された制度で、住宅資金の償還推進に必要な経費につき、国及び県がその4分の3を市に補助するものである（4分の1については、貸付時に、国及び県の補助金で補填されている）。

4 住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成事業）の活用による債権放棄について

当該債権について、住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成事業）を申請したところ、債務者が生活困窮状態であることから償還が著しく困難であると認められ、未償還額の約4分の3の補助金を県から受けることになった。当該補助金を受ける場合、債務者から債権を回収できなくなるため、当該債権を放棄する。